

食の安全「基本のお話」

—第89回—

■食品添加物の「無添加」「不使用」表示について

「無添加」と大きく書いてあるパッケージや表示をよく目にします。そうした表示が、消費者に「食品添加物不使用のものの方が安全であるかのような誤解」を与えているのではないかと問題になっています。

消費者庁は、消費者の誤認防止を目的に、食品添加物の「無添加」「添加物不使用」の表示ルールを検討しています。



食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の詳細情報



食品表示に関する消費者意向調査報告書

1. 食品表示に関する消費者意向調査(2020年 消費者庁実施)

約6割の方が、安全で健康にいいからと無添加等表示の方を選んでいきます。

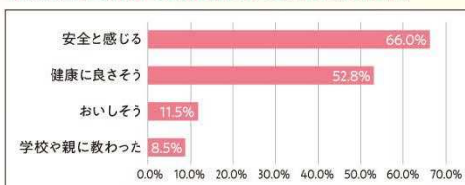
Q.商品選択の時に、無添加等表示を参考にしていますか？

無添加等表示の商品を

できる限り購入 22.2%	気がつけば購入 30.4%	気にせず購入 37.7%
------------------	------------------	-----------------

常に購入
9.4%

Q.無添加等の表示がある方を購入する理由は？(複数回答)



一方、「食品添加物が科学的に安全と認められ、国に承認されている」ことは、あまり知られていません。

Q.食品添加物は安全性が評価されたものや長い食経験があり国に認められたものが、使用されていることを知っていますか？

いいえ 59.8%

はい 40.3%

2. 問題になっている表示の例

- 対象が不明確な表示 例)単なる「無添加」「不使用」の強調表示
- 加工助剤など表示義務のない添加物が製造工程で使用されているのに、無添加と表示
- 本来その食品には使われていないものをわざわざ不使用と表示 例)「保存料無添加」と表示しているレトルトカレー
- 無添加や天然が安全だと誤解させる表示

例)「〇〇を使用していないので、安心して召し上がってください」

例)人工甘味料不使用、合成着色料不使用、化学調味料不使用

例)天然着色料使用、天然甘味料使用

※昨年、食品表示基準から「人工」「合成」の文言が削除されました。

食品衛生法でも「天然だから安全」とは言えないとして、「天然」と「合成」を区別していません。



来年3月には、「どのような表示が禁止とされるのか」の判断基準が示される予定です。

いずみ市民生協は、法律を順守し、誤解を招くような表示は行いません。

また、消費者に不安を与えたり、過度に期待させるような情報提供は行いません。

